

監査報告書

2012年度における会計及び業務の監査を行い、次の通り報告する。

監査日時 2015年3月19日(木)
場 所 公益社団法人 秋田青年会議所 事務局
出席者 進藤史明監事、塚田大樹監事、伊藤久嗣理事長、菅原慎次郎副理事長、鈴木亮専務理事、那波常任理事、筒井常任理事、根田常任理事、田口大財政局長、船木彰

1. 監査の経緯

2015年度に就任した理事及び監事による内部調査の結果、法人の2012年度に係る計算書類(正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表)において、不適切な会計処理(公益法人認定法における計上科目及び従業員の従事割合に応じた管理費の配賦額の誤り)があった事が認められた為、訂正を行った。

2. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、当時の担当理事を含めた関係者からの情報の収集、報告を受け、必要に応じて説明を求め、帳簿並びに決済書類等を閲覧し、必要と思われる監査手続きを用いて訂正後の計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の適法性を検討した。

3. 監査意見

- (1) 訂正後の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は会計帳簿の金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を公益法人認定法の会計基準に準拠して正しく表示しているものと認められる。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認められる。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為又は定款に違反する重大な事項は認められなかったものの、公益法人認定法の理解不足による会計処理の誤りが認められた事から、業務執行状況は適正であったとまでは言えない。この件について、改善策として理事への関係法令周知の機会の確保及び研修の義務付け等の実施で、再発防止のための体制構築が図られている旨の報告を受けた。
また、当該年度の監事がそれを見抜けなかったことは職務を果たせていなかった可能性を否めず、理事と同様に関係法令周知の機会の確保及び研修の義務付け等を実施し、監事としての適正な業務の執行に努め、再発防止のための体制構築を図るものとする。

監事

進藤 史明



監事

塚田 大樹

